4　定款
機構の定款に記載すべき事項を定めるとともに、定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとした。（第五条関係）

5　代表者会議
機構に、代表者会議を置き、都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ選定する者及び地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有する者のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ又は共同して選定する者各同数をもって組織し、その定数は、六人以上一二人以内において定款で定めるものとした。（第八条関係）

6　代表者会議の権限
定款の変更、業務方法書、予算及び事業計画等については、代表者会議の議決を経なければならないものとした。また、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し報告させ、役員又は職員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができるものとした。（第九条関係）

7　役員
機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置き、理事長は、機構を代表し、その業務を総理するものとした。（第一一条及び第一二条関係）

8　役員の任命等
理事長及び監事は、代表者会議が任命し、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命するものとした。また、代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が欠格事項のいずれかに該当するときは、その役員を解任しなければならないこととしたほか、役員に関する所要の規定を設けるものとした。（第一三条～第一九条関係）

9　職員の任命
機構の職員は、理事長が任命するものとした。（第二〇条関係）

10　業務の範囲
機構は、住民基本台帳法の規定により処理することとされている事務を行うほか、地方公共団体の情報システムに関する事務の受託等を行うものとした。（第二二条関係）

11　業務方法書
機構は、総務省令で定める事項を記載した業務方法書を作成し、総務大臣に届け出るとともに、その業務方法書を公表するものとした。（第二三条関係）

12　経営審議委員会
機構に、経営審議委員会を置き、委員は、地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命することとし、理事長は、業務方法書、予算及び事業計画の作成又は変更その他定款で定める事項等について、経営審議委員会の意見を聴くとともに、代表者会議の議決を求めるときは、その意見を報告しなければならないこととした。また、経営審議委員会は、機構の業務について、理事長の諮問に応じ、又は自ら建議を行い、当該建議のため必要と認めるときは、理事長に対し報告を求めることができることとし、理事長は、経営審議委員会が述べた意見を尊重しなければならないものとした。（第二四条関係）

13　本人確認情報保護委員会
機構に、本人確認情報保護委員会を置き、委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が任命することとし、理事長の諮問に応じ、本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べることができるものとした。（第二五条関係）

14　認証業務情報保護委員会
機構に、認証業務情報保護委員会を置き、委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が任命することとし、理事長の諮問に応じ、認証業務情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べることができるものとした。（第二六条関係）

15　予算等
機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成しなければならないこととし、これを作成したときは、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならないものとした。（第二八条関係）

16　企業会計原則
機構の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとした。（第二九条関係）

17　財務諸表等
機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他総務省令で定める書類及びこれらの附属明細書を作成し、総務大臣に提出することとし、官報に公告するとともに、総務省令で定めるところにより公衆の縦覧に供しなければならないものとした。（第三〇条関係）

18　費用の負担
機構の運営に要する費用は、定款で定めるところにより、地方公共団体が負担するものとした。（第三一条関係）

19　報告及び立入検査
総務大臣は、機構がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとした。（第三四条関係）

20　違法行為等の是正
総務大臣は、機構又はその役員若しくは職員若しくは代表者会議の委員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができるものとし、機構は速やかに当該行為の是正その他の必要な措置を講じ、当該措置の内容を総務大臣に報告しなければならないものとした。（第三五条関係）

21　解散
機構の解散については、別に法律で定めるものとした。（第三六条関係）

22　罰則
所要の罰則規定を設けるものとした。（第三七条～第三九条関係）

23　施行期日
この法律は、公布の日から施行するものとした。ただし、附則第六条、第八条及び第一一条から第一六条までの規定は、平成二六年四月一日から施行するものとするとともに、第二五条の規定については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二五年法律第二八号）の施行の日、第二六条の規定については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日から施行するものとした。（附則第一条関係）

24　設立委員
都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織は、平成二六年二月二〇日までに、それぞれ一人の機構の設立委員を選任しなければならないものとした。（附則第二条関係）

25　設立の認可等
㈠　設立委員は、平成二六年三月一五日までに、第五条第一項各号に掲げる事項につき定款を定め、並びに機構の最初の事業年度の事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について総務大臣の認可を申請しなければならないものとした。（附則第三条第一項関係）
㈡　総務大臣は、前項の認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとした。（附則第三条第二項関係）
㈢　機構は、前項の規定による告示があったときは、平成二六年四月一日に成立するものとした。この場合において、機構は、遅滞なく、その定款を公告しなければならないものとした。（附則第三条第三項関係）
㈣　設立委員は、機構の理事長となるべき者を指名するものとした。（附則第三条第四項関係）
㈤　前項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、機構の成立の時において機構の理事長となるものとし、その任期は、機構の成立後最初に開催される代表者会議において理事長が任命されるまでの間とするものとした。（附則第三条第五項関係）